

地域資源を活用した新商品・新サービスの事業に対する支援

地域産業資源活用事業

●事業内容

「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」(中小企業地域資源活用促進法)に基づいて、中小企業者等が「地域産業資源活用事業計画」等を作成し、認定を受けると、補助金や低利融資等の各種支援を受けることができます。

●対象者

地域資源を活用した新商品・新サービスの開発・販路開拓を行うため「地域産業資源活用事業計画」を作成し、国の認定を受けた中小企業者。

●支援施策の内容

1. ふるさと名物応援事業補助金

<地域産業資源活用事業>

(1) 補助対象経費

認定を受けた計画に従った試作品開発、展示会出展等に係る費用の一部

(2) 補助率

補助対象経費の1/2 (4者以上の共同申請案件の場合は2/3以内 (1回目)、1/2以内 (2~3回目))

(3) 補助上限額

500万円 (4者以上の共同申請案件の場合は2,000万円以内)

<小売業者等連携支援事業>

(1) 補助対象経費

市場調査、マーケティング調査分析、展示会等の開催に係る費用の一部

(2) 補助率

補助対象経費の1/2

(3) 補助上限額

1,000万円

2. マーケティング等の専門家による支援 (新事業創出支援事業)

事業計画作成から試作品開発、販路開拓まで専門家による一貫した支援が受けられます。

3. 政府系金融機関による低利融資

4. 信用保証の特例

5. 食品流通構造改善促進機構による債務保証等

6. 中小企業投資育成株式会社法の特例

7. 地域団体商標の登録料の減免

なお、個別の支援施策ごとに支援機関の審査や確認が必要となる場合があります

ます。

● 計画作成の支援について

制度の詳細や、計画の作成等については、中小企業基盤整備機構中国本部連携推進課へご相談ください。

TEL 082-502-6689 FAX 082-502-6558

お問い合わせ

中国経済産業局経営支援課

TEL 082-224-5658

FAX 082-224-5643

地域資源を活用した新商品等の試作品開発、販路開拓に

しまね地域産業資源活用支援事業

県内中小企業者等が県外市場の獲得を目指し、地域産業資源を活用して新商品・新サービスの研究開発、既存商品・既存サービスの改良及び販路開拓等、新たな事業化を目指す取り組みを支援します。

事業区分	一般型	県内取引強化型	連携事業型
		県内事業者との取引拡大・強化を図る	商工団体等の支援を受け、業界等が連携して行う
対象者	県内に事業所を有する中小企業者、事業協同組合、協業組合、NPO法人または創業者（農林漁業者を除く）		商工団体等
対象経費	(共通) 農林水産品、鉱工業品、加工技術及び観光資源といった地域産業資源を活用した新商品・新サービスの研究開発、既存商品・既存サービスの改良、販路拡大など付加価値の向上に取り組む初期段階の経費		
		原材料・加工等の県内取引の拡大を図るために要する経費	業界等が連携して行う事業に要する経費 商工団体等による連携事業のマネジメント経費（＝事務費）
補助率	1 / 2 (機器、設備整備1 / 3)	2 / 3 (機器、設備整備1 / 3)	2 / 3 (機器・設備除く) 事務費10 / 10
補助額	500～3,000千円	500～4,000千円	500～6,000千円 事務費400千円以内
事業期間	単年度	2か年度以内	

お問い合わせ

島根県商工会連合会

TEL 0852-21-0651

ホームページ <http://www.shoko-shimane.or.jp/>

又は

お近くの商工会議所・商工会・島根県中小企業団体中央会・
公益財団法人しまね産業振興財団（巻末の一覧表参照）

事業化・販路拡大

E - 03

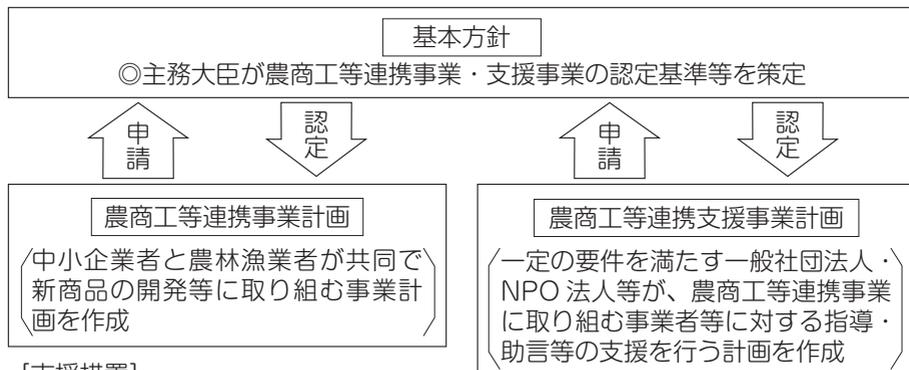
農林水産業と商業・工業等の産業間の垣根を超えた連携の促進

農商工等連携事業

[対策のポイント]

国から、中小企業者と農林漁業者が共同で行う新たな商品やサービスの開発等についての計画の認定を受けた場合に、中小企業者と農林漁業者に対して、融資等の支援を行う取組です。両者のマッチングを行う一般社団法人・NPO法人もあわせて支援が受けられます。

1. スキーム



[支援措置]

1. 中小企業信用保険法の特例
2. 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例
3. 食品流通構造改善促進機構の債務保証
4. 農業改良資金融資法等に基づく貸付対象を中小企業者へ拡大。償還期間・据置期間を延長
5. 中小企業者に対する低利融資制度
6. 補助金：低未利用資源活用等農商工等連携支援事業（事業化・市場化支援事業）
7. 専門家によるアドバイス等

[支援措置]

1. 中小企業信用保険法の特例
(事業計画の認定を受けた一般社団法人・NPO法人等は、中小企業信用保険の対象になる。)
2. 補助金：低未利用資源活用等農商工等連携支援事業（連携体構等支援事業）

お問い合わせ

中国経済産業局産業部 経営支援課

TEL 082-224-5658 FAX 082-224-5643

設備の導入・事業化・販路拡大

多様な事業者がネットワークを構築して行う6次産業化の取組を支援

食料産業・6次産業化交付金

[対策のポイント]

多様な事業者がネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等の取り組み及び市町村の6次産業化戦略・構想に沿って行う地域ぐるみの6次産業化の取り組みを支援します。

● 主な内容

① 推進交付金（ソフト事業）

補助率：1/3以内、1/2以内（市町村が協議会を組織し策定した市町村戦略に基づく取組）

② 整備交付金（ハード事業）

補助率：3/10以内（中山間地域における農業関係の整備で条件を満たすもの及び市町村戦略に基づくものは1/2以内）で次の①～③の最も低い額（上限1億円）

① 事業費×3/10（1/2） ② 融資額 ③ 事業費－融資額－地方公共団体等による助成額

お問い合わせ

島根県しまねブランド推進課 6次産業推進スタッフ
TEL 0852-22-5283 FAX 0852-22-6859

設備の導入・事業化・販路拡大

E - 05

地域資源を活用した6次産業・農商工連携のビジネス展開を支援

島根型6次産業推進事業(新しまろく事業)

[対策のポイント]

1次産業、2次産業、3次産業の多様な事業者が連携して取組む6次産業を支援し、市町村を中心とした、広がりのある6次産業の展開を促進します。

[補助率及び補助限度額]

- | | | |
|---------|-------------|--------------|
| ①事業者連携型 | 推進事業1 / 2以内 | 50万円～300万円 |
| | 整備事業1 / 3以内 | 50万円～700万円 |
| ②市町村戦略型 | 推進事業2 / 3以内 | 50万円～500万円 |
| | 整備事業1 / 2以内 | 50万円～1,000万円 |

[事業実施主体]

農林漁業者、民間事業者、市町村、NPO法人等

お問い合わせ

島根県しまねブランド推進課 6次産業推進スタッフ
TEL 0852-22-5283 FAX 0852-22-6859

事業承継・経営革新 等

事業承継を契機とした体制整備や新たな取組を支援します

事業承継新事業活動支援事業（助成金）

●事業内容

中小企業者等の事業承継を契機とした体制整備や新事業活動^{*}を、助成金により支援します。

※「新事業活動」とは、次のいずれかに該当する取組

- ・新商品の開発又は生産
- ・新役務の開発又は提供
- ・商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ・役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

支援枠	親族内承継支援枠	第三者承継支援枠
概要	親族内の後継者・後継予定者を中心とした経営体制を整備する取組、経営の維持・向上を図るために取組む新事業活動等	第三者に承継する取組や、第三者の後継者・後継予定者を中心とした経営体制を整備する取組、経営の維持・向上を図るために取組む新事業活動等
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・親族内体制整備型 10年後までに事業承継を行う予定の県内中小企業者 ・親族内経営革新型 2年前から10年後までの間に事業承継を行った、または行う予定の県内中小企業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・マッチングエントリー型 承継相手が未定で10年後までに事業承継を行う予定の県内中小企業者 ・第三者体制整備型 10年後までに事業承継を行う予定の県内中小企業者 ・第三者経営革新型 2年前から10年後までの間に事業承継を行った、または行う予定の県内中小企業者
事業区分 助成対象	<ol style="list-style-type: none"> ①事業承継計画策定・実施事業 承継手続、後継者育成、戦略策定経費等 ②新商品・新役務開発、収益力強化事業 開発経費、レイアウト変更経費等 ③販路開拓事業 新商品・新役務開発、収益力強化に伴う販路開拓経費等 ④人材育成事業 新商品・新役務開発や収益力強化に必要な人材育成経費等 	<ol style="list-style-type: none"> ①事業承継計画策定・実施事業 承継手続、後継者育成、戦略策定経費等 ②新商品・新役務開発、収益力強化事業 開発経費、レイアウト変更経費等 ③販路開拓事業 新商品・新役務開発、収益力強化に伴う販路開拓経費 ④人材育成事業 新商品・新役務開発や収益力強化に必要な人材育成経費等 ⑤第三者承継促進事業 島根県事業引継ぎ支援センターの登録民間支援機関による支援を受けるマッチング等に関する取組で、M&A仲介料、マッチング手数料、着手金、交渉旅費等、企業価値評価経費等（仲介事業者への成功報酬経費は対象外）
助成上限額	上限：100万円～300万円 （1事業区分ごとに上限100万円） ・経営革新計画の承認を受けた場合、上限額100万円引き上げ（最大400万円）	上限：200万円～400万円 （1事業区分ごとに上限200万円） ・経営革新計画の承認を受けた場合、上限額を100万円引き上げ（最大500万円）
補助率	1／2、経営革新計画の法承認を受けた場合2／3（経営革新計画は、P.192参照）	
助成下限額	総額10万円	
助成対象期間	事業開始日の属する年度の2月28日まで	
実施機関	各商工会議所、各商工会及び商工会連合会、中小企業団体中央会、（公財）しまね産業振興財団	

お問い合わせ

島根県商工労働部 中小企業課 経営力強化支援室
 TEL 0852-22-5285 FAX 0852-22-5781
 島根県西部県民センター商工観光部 商工振興課
 TEL 0855-29-5649 FAX 0855-22-5306
 ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/>

異なる事業分野の経営資源を持ち寄り新規事業へ取り組む複数の方へ

新連携（異分野連携新事業分野開拓計画）支援事業

● 事業内容

複数の中小企業者（※）が異なる事業分野で蓄積したノウハウ・技術等の経営資源を持ち寄って新規事業に取り組むことにより新たな需要の開拓を行うに当たり、「異分野連携新事業分野開拓計画」を作成して、国の経済産業局長から中小企業等経営強化法に基づく認定を受けると、補助金、低利融資、特許料の減免等、様々な支援施策を利用することができます。

計画の作成、ブラッシュアップ等は、専門の支援機関である中国地域活性化支援事務局からハンズオン支援を受けることができます。

（※）大企業・大学・研究機関・NPO等を連携メンバーに加えることも可能ですが、参加する営利企業のうち中小企業の貢献度合いが半分以下の場合には対象外となります。

● 支援施策の内容

1. 商業・サービス競争力強化連携支援補助金

〈新連携支援事業〉

(1) 補助対象

認定を受けた計画に従って行う事業の経費の一部

(2) 補助率

補助対象経費の2分の1以内（IoT、AI等の先端技術活用型は3分の2以内）

(3) 補助限度額

初年度3,000万円、2年目は、初年度と同額を上限として補助

（注）補助金の交付については、別途、国の審査があります。計画認定は、補助金の交付を保証するものではありません。

2. マーケティング等の専門家による支援（新事業創出支援事業）

事業計画作成から試作品開発、販路開拓まで専門家による一貫した支援が受けられます。

3. 政府系金融機関の低利融資

4. 信用保証の特例

5. 県制度融資の特別融資制度（経営革新支援資金）

6. 設備貸与制度の特例

7. 高度化融資制度

8. 特許料等の減免制度

9. 中小企業投資育成株式会社の特例

● 計画作成の支援について

制度の詳細や、計画の作成等については、中国地域活性化支援事務局（中小企業基盤整備機構中国本部連携推進課）へご相談ください。

TEL 082-502-6689 FAX 082-502-6558

お問い合わせ

中国経済産業局経営支援課

TEL 082-224-5658

FAX 082-224-5643

技術開発

E - 08

産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用に取り組む際に

資源循環型技術開発事業費補助金

- 対象者
県内に事業所を置く事業者、法人格を有する団体及び任意グループ
- 事業内容
産業廃棄物の発生の抑制又は再生利用等による産業廃棄物の減量化を促進させ、産業廃棄物の循環的な利用による産業活性化を図る。
〈FS枠〉事業化に向けた研究開発のための市場調査、簡易な可能性試験
〈研究開発枠〉減量化・再生利用に向けた技術の研究開発、産業廃棄物を原材料とした製品の研究開発
- 対象経費
〈FS枠〉市場調査費（委託費、謝金・旅費）、技術指導受入費、研究会経費 等
〈研究開発枠〉原材料費、機械装置及び工具器具費、外注加工費、技術指導受入費、委託費 等
- 補助率
事業費の2 / 3以内
- 限度額
〈FS枠〉2,000千円以下の額
〈研究開発枠〉1,000千円以上10,000千円以下の額

お問い合わせ

〈出雲地域・隠岐地域〉

島根県商工労働部 産業振興課 産学官連携グループ

TEL 0852-22-6395

E-mail sangyo-shinko@pref.shimane.lg.jp

〈石見地域〉

島根県西部県民センター商工観光部 商工振興課

TEL 0855-29-5649

産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用に係る施設・設備の整備に取り組む方へ

産業廃棄物3R推進施設等整備費補助金

- 対象者
県内に事業所を有する事業者
- 事業内容
産業廃棄物の発生抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に係る施設・設備の整備に要する経費の一部を補助
- 補助対象施設
 - (1) 県内排出の産業廃棄物（汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず等、鋳さい、ばいじん）の発生抑制、減量化又はリサイクルを目的とする施設・設備
 - (2) がれき類・木くずの破碎施設（ただし、出張破碎等の処理のみの事業を行う場合を除く）
- 補助対象経費
機械装置費及び設置工事費
- 補助率
事業費の1 / 3以内
- 限度額
20,000 千円（複数の機能を有する施設は30,000 千円）

お問い合わせ

島根県環境生活部 廃棄物対策課 施設整備グループ
TEL 0852-22-6151
E-mail haikibutu@pref.shimane.lg.jp

受注・販路拡大

循環資源を活用したリサイクル製品の販売促進及び販路拡大に取り組む方へ

しまねグリーン製品認定・普及促進事業

● 認定制度の概要

資源の循環利用の促進とリサイクル産業の育成を図るため、島根発の優れたリサイクル製品を「しまねグリーン製品」に認定し、展示商談会出展への支援や業界誌への広告宣伝など販路拡大を支援

● 認定を受けると

(1) 認定証・認定マーク・認定支援補助金

- ・ 知事から認定証を交付
- ・ しまねグリーン製品認定マークのシール作成、包装紙への印刷など
- ・ 認定事業者が認定を受けるために要した試験分析経費の一部を補助



しまねグリーン製品

(2) カタログ・新聞広告等

認定製品と事業者を紹介するカタログの掲載や新聞広告等で紹介

(3) 販路拡大支援

県内外の製品展示会への出展支援や課題解決のためのアドバイザー派遣のほか、公共調達や民間需要で利活用が進むよう販路拡大を支援

区分	民間需要の促進	公共調達の促進	
メニュー	販売促進支援補助	利用実績づくりのためのモデル実証（市町村）	利活用可能性調査のためのモデル実証（県）
概要	しまねグリーン製品の販売促進に要する経費を補助	市町村がしまねグリーン製品を公共調達する場合の経費増高を補助（通常製品に比べ価格差があるようなケース）	しまねグリーン製品の先駆的な利活用方法を実証するため、試行的に公共調達を実施
対象経費	① 広告宣伝費（印刷物作成費、広告掲載費、サンプル制作費） ② 商談会出展費（出張旅費、運搬費） ③ 出展時の販売促進費 ^(注)	公共調達の経費増高分 [事業例] ・ 観光施設等の外構・駐車場用の規格外瓦舗装 ・ グラウンド用の石灰灰再生資材盛土	試行的な実証事業経費 [事業例] ・ 瓦粉碎物の暗渠疎水材機能調査 ・ 植物性塗料塗布による間伐材利用促進モデル実証
補助率	1/2以内（初回申請2/3以内）	経費増高分10/10以内	－
上限額	50万円（初回申請60万円）	500万円	－

（注）通常製品に比べ価格が高いことなどの要件があります。

お問い合わせ

島根県環境生活部 環境政策課 しまね流エコライフ推進スタッフ
TEL 0852-22-6237
E-mail kankyo@pref.shimane.lg.jp

設備の導入

地域経済を牽引していく新たな取組を支援します

しまね地域未来投資促進事業助成金

●事業内容

地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより、地域経済を牽引していく新たな取組を支援します。

●対象事業

区分	地域経済牽引企業	連携企業
対象要件	地域経済牽引事業計画に基づく事業であること	
対象者	以下のすべての要件を満たす企業 ①県内中小企業者 ②地域経済牽引事業計画の承認を受けた企業	以下のすべての要件を満たす企業 ①県内中小企業者 ②地域経済牽引企業と連携して地域経済牽引事業に取り組む企業
	ものづくり、IT、ヘルスケア、観光関連事業者	ものづくり
対象経費	事業推進に必要な下記の経費 (ハード) 生産設備等の導入費 (ソフト) 技術開発、販路開拓、高度人材育成、マーケティング調査等に要する経費	事業推進に必要な下記の経費 (ハード) 生産設備等の導入費 ※ソフトは対象外
助成率	(ハード) 1/2	(ソフト) 2/3
限度額	5,000千円	1,000千円

●その他

本助成金の対象要件として、「地域未来投資促進法」に基づく地域経済牽引事業計画の承認が必要になります。承認については別に詳細な規定がありますので、P.202をご確認ください。

お問い合わせ

(ものづくり、IT、ヘルスケアの事業者様)

公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課 総合相談グループ

TEL 0852-60-5115

E-mail con@joho-shimane.or.jp

(観光関連事業者様)

島根県商工労働部 観光振興課 観光企画グループ

TEL 0852-22-5625

新製品・新技術の研究開発や試作開発を支援します

技術革新総合支援事業

●事業内容

新たな分野への挑戦や新規受注開拓を目指す企業の試作・研究開発の積極的な取り組みを助成します。

●対象事業

革新型研究開発助成事業

実現可能な具体的事業計画を有し、革新的な新製品等の研究及び開発を助成

○企業の基礎的研究開発分野から製品化までの取組を助成

・助成率 1 / 2

・限度額 500万円

(先端技術イノベーション等、企業グループ(P.193参照) 1,000万円)

●その他

本助成事業の内容については、別に詳細な規定がありますので、詳しくは以下のところへお問い合わせください。

各助成事業につきましては、市町村によって、さらに交付確定額の一部が補助される制度があります。各市町村へお問い合わせください。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 新事業支援課 技術支援グループ
TEL 0852-60-5112
E-mail sat@joho-shimane.or.jp

市場調査を支援します

新分野進出に向けた市場調査支援事業

●事業内容

県内中小製造業等(ただし、飲食料品及び工芸品を製造するものを除く。)が、新分野への進出や新商品の開発等に向けた市場調査を通じて、新たな挑戦による競争力の強化を図るための費用について助成します。

●対象事業

新分野への進出や新商品の開発等のため、対象とする分野での評価を受けるための事業。

- ・助成率 1 / 2
- ・助成期間 交付決定日から1年以内
- ・限度額 50万円(企業グループ(P.193参照)200万円)
- ・対象経費 市場調査(委託費、専門家謝金・旅費等)、試作開発(原材料費、工具器具費等)にかかる経費、その他経費

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 新事業支援課 技術支援グループ
TEL 0852-60-5112
E-mail sat@joho-shimane.or.jp

受注・販路拡大、技術開発

E - 14

特殊鋼産業の集積強化のため、ものづくり企業の成長分野への進出を支援します

特殊鋼産業成長分野進出促進助成事業

● 事業内容

県の代表的な集積産業の一つである特殊鋼産業のクラスター高度化を図るため、成長分野への進出を目指す企業の素材開発・技術開発・試作開発等に対して助成します。

● 対象事業

ものづくり企業が航空機、エネルギー、次世代自動車などの成長分野へ進出のために取り組む、新製品の開発又は試作若しくは新技術の開発を行う事業

- (1) 県内取引拡大型：企業が、特殊鋼関連企業*との取引を伴って取り組む事業
 - ・助成率 1 / 2 ・限度額 100万円
 - (2) 成長分野進出型：特殊鋼関連企業が成長分野に進出するために取り組む事業
 - ・助成率 1 / 2 ・限度額 500万円
 - (3) 企業連携型：(2)のうち、複数の企業等が連携して取り組む事業
 - ・助成率 1 / 2 ・限度額 750万円
 - (4) 特認事業：(2)のうち、航空機又はエネルギー分野への進出に取り組み、知事が特に認める事業
 - ・助成率 1 / 2 ・限度額 1社申請の場合 1,000万円
複数企業での申請の場合 1,500万円
- * 特殊鋼関連企業：特殊鋼に関わる素材製造、工具製造、機械加工(切削、研削)及び検査を主な事業とする企業

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 新事業支援課 技術支援グループ
 TEL 0852-60-5112
 E-mail sat@joho-shimane.or.jp

事業アイデアの具体化をお手伝い

IT活用サービス創出シード支援事業 [リサーチ・インタビュー支援事業]

●事業内容

新たなサービス・製品の創出を検討する事業者に対し、アイデアの具体化や顧客の確認など初期段階での取り組みを支援します。

●対象者

- ・ 県内IT事業者
- ・ 県内のサービス事業者（非IT事業者）。但し、システム開発を県内のIT業者に委託する場合に限る
- ・ 県内のIT事業者とサービス事業者で組織されるコンソーシアム等

●補助内容

- (1) 対象事業 アイデアの具体化や顧客の確認などを目的として実施するリサーチや関係者へのインタビューなどの取り組み
- (2) 対象経費 人件費、旅費、その他必要と認められる経費
- (3) 補助額等 対象経費の1/2（上限額50万円）
- (4) 事業期間 3ヶ月以内

●その他

募集は随時に行います。活用を希望される場合はお問い合わせ先にご連絡いただくか、しまねソフト研究開発センターの公式サイト（<http://www.s-itoc.jp/>）をご確認ください。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 しまねソフト研究開発センター（ITOC）
TEL 0852-61-2225
E-mail itoc@s-itoc.jp

県内IT産業の新たなビジネスモデルの創出を目指して“検証支援”

IT活用サービス創出シード支援事業【検証支援事業】

●事業内容

新たなサービス・製品の創出を検討する事業者に対し、当該サービスの市場投入に向けた検証の取り組み（顧客インタビューや市場調査など）を支援します。

●対象者

- ・県内IT事業者
- ・県内のサービス事業者（非IT事業者）。但し、システム開発を県内のIT事業者に委託する場合に限る。
- ・県内のIT事業者とサービス事業者で組織されるコンソーシアム等

●補助内容

- (1) 対象事業 新たなサービス・製品の实地検証として行う顧客インタビューや市場調査
上記に必要な最低限の機能を有したサービス・製品の開発
- (2) 対象経費 人件費、旅費、開発及び实地検証に必要な機器の購入経費等
- (3) 補助額等 対象経費の1/2（上限額100万円）
- (4) 事業期間 3ヶ月以内

●その他

- (1) 募集は期間を定めての公募になります。活用を希望される場合はお問い合わせ先にご連絡いただくか、しまねソフト研究開発センターの公式サイト（<http://www.s-itoc.jp/>）をご確認ください。
- (2) 必要に応じてメンター等の専門家派遣による支援を受けることができます。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 しまねソフト研究開発センター (ITOC)
TEL 0852-61-2225
E-mail itoc@s-itoc.jp

県内IT産業の新たなビジネスモデルの創出を目指して“開発支援”

IT活用サービス創出シード支援事業【サービス・製品開発支援事業】

●事業内容

新たなサービス・製品の市場投入を目指す事業者に対して、当該サービス等の本格的な開発や市場投入に向けた取り組みを支援します。

●対象者

- ・ 県内IT事業者
- ・ 県内のサービス事業者（非IT事業者）。但し、システム開発を県内のIT事業者に委託する場合に限る。
- ・ 県内のIT事業者とサービス事業者で組織されるコンソーシアム等

●補助内容

- (1) 対象事業 有償購入する初期顧客が見込めた段階において行う当該サービス等の本格的な開発や市場投入に向けた取り組み
- (2) 対象経費 人件費、旅費、開発及び検証に必要な機器の購入経費等
- (3) 補助額等 対象経費の1/2（上限額500万円）
- (4) 事業期間 6ヶ月以内

●その他

- (1) 募集は期間を定めての公募になります。活用を希望される場合はお問い合わせ先にご連絡いただくか、しまねソフト研究開発センターの公式サイト（<http://www.s-itoc.jp/>）をご確認ください。
- (2) 必要に応じてメンター等の専門家派遣による支援を受けることができます。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 しまねソフト研究開発センター（ITOC）
TEL 0852-61-2225
E-mail itoc@s-itoc.jp

県内IT産業の高度化・競争力強化を目指して“新技術の研究・開発支援”

新技術開発支援事業

●事業内容

県内IT産業の高度化・競争力強化を目的に、県内の事業者等が行う新技術の研究・開発を支援します。

●対象者

- ・県内の事業者
- ・県内の教育機関
- ・県内の事業者、教育機関で構成されるコンソーシアム等

●補助内容

(1) 対象事業 県内IT産業の高度化、競争力強化に顕著に繋がると認められる新規性を有する技術の研究又は開発であって、次のいずれかに該当する事業

- ① オープンソース・ソフトウェアの高度化に資する技術の研究又は開発事業
- ② その他、情報通信技術の全般に関する技術の研究又は開発事業

(2) 対象経費 人件費、旅費、開発及び検証に必要な機器の購入経費等

(3) 補助額等 対象経費の1/2 (上限額500万円)

(4) 事業期間 最大1年間

●その他

募集は期間を定めての公募になります。活用を希望される場合はお問い合わせ先にご連絡いただくか、しまねソフト研究開発センターの公式サイト(<http://www.s-itoc.jp/>)をご確認ください。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 しまねソフト研究開発センター (ITOC)
 TEL 0852-61-2225
 E-mail itoc@s-itoc.jp

地域での受託開発の競争力強化を支援します

受託開発競争力強化支援事業

●対象者

島根県内に本社、支社及び開発を行う事業所を有するIT企業

●事業内容

県内IT企業が、自社の事業成長や地域のIT企業と連携することで地域IT産業の発展を目指し、より上流工程若しくは大規模な受託開発案件を獲得する事業活動を支援します。

関係構築のために発注企業先で行う開発に要する経費や、地域での連携先企業との研修開催に要する経費の一部を助成します。

●助成内容

・対象経費：発注企業先で開発する際に必要と認める経費（赴任旅費、家賃等）、地域の連携先企業と行う研修費等

(1) 地域の代表企業として受託する場合

助成率：対象経費の1/2以内

助成限度額：200万円以下

(2) 自社の付加価値額が一定以上増加する事業を受託する場合

助成率：対象経費の2/3以内

助成限度額：300万円以下

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 しまねソフト研究開発センター (ITOC)
TEL 0852-61-2225
E-mail itoc@s-itoc.jp

新たな市場参入を目指す試作・技術開発に

試作・技術開発支援助成金

● 事業内容

県内産業の新たなマーケットの創造や顧客開拓に繋がる、IT関連技術を用いて独創性や新規性に富む試作・技術開発を行う経費の一部を助成します。

● 対象事業

- (1) VR（仮想現実）、AR（拡張現実）やドローン、ウェアラブルデバイス等の先進的なコンテンツ制作技術やIoT技術を用いて、顧客候補へ完成品に近い試作を実体験させ顧客ニーズを確かめることで、市場参入の可能性を探る事業。
- (2) IT関連機器類の開発に技術的リスクが存在する事業で、当該機器の開発を自らが行えるかどうか試作において技術検証し、市場参入の可能性を探る事業。

● 助成内容

- (1) 助成率：対象経費の1/2以内
- (2) 助成期間：交付決定日から3か月以内
- (3) 助成限度額：50万以下
- (4) 対象経費：人件費、外部委託費、実地検証に要する費用他

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 しまねソフト研究開発センター (ITOC)
 TEL 0852-61-2225
 E-mail itoc@s-itoc.jp

派遣研修で技術・ノウハウを獲得

新ビジネスモデル構築支援事業

●目的

自社固有の技術・サービスを構築することを目的として、県内外の他企業等に社員を送り、新しい技術・業務ノウハウの習得を目指す取り組みを支援します。

●対象事業

県内ソフト系IT企業（中小企業者）が県内外の他企業等において実施する研修又は研究であり、以下の要件を満たすもの。

(1) 技術研修・研究型

ア 当該企業にとって自社の持つ技術力を著しく向上させる又は特定分野の業務ノウハウを習得する取り組みであること。

イ 優れた経営資源、技術資源を持つ企業等における取り組みであること。

(2) 営業人材強化研修型

当該企業にとって、自社製品の販売促進に資する人材を育成するためのビジネススクール、大学、専門学校等への通学、通信教育の受講であること。

※概ね連続1ヶ月以上にわたり実施される取り組みであること。

但し非連続の場合には概ね通算1ヶ月以上であること。

※(1)と(2)のどちらか又は併用も可能です。但し、新規の取り組みを優先します。

※平成30年度の支援対象期間は、平成31年2月までです。

●対象経費

経費① 家賃（社員負担）

経費② 企業が負担する場合の家賃、賃金、教材費、研修・研究材料費、旅費、生活支度費

※但し、研修等に対する対価が研修先から支払われる場合、当該経費は対象外

●補助率

対象経費の2分の1以内

●限度額

1件あたり200万円

お問い合わせ

島根県中小企業団体中央会 連携支援課

TEL 0852-21-4809 FAX 0852-26-5686

島根県商工労働部 産業振興課 情報産業振興室

TEL 0852-22-5621 FAX 0852-22-5638

研究開発に関する情報通信費を補助します

特定通信費補助金

[高速通信専用回線利用費補助金]

- 対象者
 - ・製造業（県営工業団地内に限る）
 - ・研究開発型企業及び研究開発支援型企業（ソフト産業・人材育成機関・試験研究機関など）で県の立地計画認定を受けた企業
- 事業内容

県内の対象者が、高速通信回線を利用して、研究開発や新たな事業展開に取り組む場合にその回線利用料の一部を補助します。
- 対象回線

1 Mbps以上の回線の利用料（県内間での利用の場合は、回線の限定あり）
- 補助内容

補助率：利用料の1 / 2を補助
 補助限度額：（上限）：5,000万円／年（県内間の場合は、1,000万円／年）
 （下限）：50万円／年
 補助期間：最大で5年間

[雇用確保促進特定通信費補助金]

- 対象者

次の全てを満たす者。①コールセンター業を営む者で、新規常用従業員数（1年契約以上の契約社員を含む。）が20人以上ある場合。②島根県企業立地促進条例に基づく認定を受けていること。③操業を開始した日から2年以内に事業利用計画の承認を受けた者。
- 事業内容

コールセンター業に直接必要となる通信費及び電子情報処理組織の使用料の一部を補助します。
- 補助対象

電気通信事業者へ支払う通信費（電話料金、インターネット利用料など）及び電子情報処理組織（補助事業者の使用に係る電子計算機と当該コールセンターを利用する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したも

の) の使用料

●補助内容

補助率：利用料の1 / 2 を補助

補助限度額：(上限)：5,000万円／年（電話、その他の通信費3,000万円／年、
電子情報処理組織使用料3,000万円／年）(下限)：50万円／年

補助期間：最大で5年間

●その他

「高速通信専用回線利用費補助金」「雇用確保促進特別通信費補助金」のどちらか一つしか補助は受けられません。

お問い合わせ

島根県商工労働部 企業立地課 立地推進第一グループ
TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080
E-mail kigyo-richi@pref.shimane.lg.jp

物流コスト削減のために

浜田港国際航路利用促進事業補助金

● 事業内容

浜田港発着の国際定期コンテナ航路（釜山航路）及び国際RORO船（自動車）が自走により乗降できる船）航路（ウラジオストク航路）等を利用した企業・団体等に対し、経費の一部を助成します。

● 助成内容

1. 国際定期コンテナ航路利用促進補助金

区分	補助条件及び補助対象者	助成額	上限額
①航路新規利用支援	浜田港国際コンテナ航路を初めて利用し輸出入を行った者 ※初回利用から1年間の対象期間	FCL貨物 1TEUにつき 2万円	30万円
	【東南アジア・台湾プレミアム】 東南アジア（注1）・台湾向けの貨物について、新たに輸出入を行った者（注2）	FCL貨物 1TEUにつき 2万円 + 東南アジア・台湾向けのFCL貨物 1TEUにつき 1万円の加算	30万円 + 東南アジア・台湾分 加算上限額 15万円
②輸出促進支援	浜田港のコンテナ航路を利用し、1年度中に30TEU以上の輸出入を行った者	FCL貨物 1TEUにつき 1万円	100万円
③輸出入促進支援	浜田港のコンテナ航路を利用し、1年度中に250TEU以上の輸出入を行う計画がある者で、かつ事前協議が整った者	FCL貨物 1TEUにつき 1万円	400万円
	浜田港のコンテナ航路を利用し、1年度中に1,000TEU以上の輸出入を行う計画がある者で、かつ事前協議が整った者	FCL貨物 1TEUにつき 1万円 ※400TEUまでの部分 + FCL貨物 1TEUにつき 2,500円 ※400TEUを超える部分	400万円 + 200万円

区分	補助条件及び補助対象者	助成額	上限額
④リーファーコンテナを利用した輸出入支援	浜田港のコンテナ航路を利用し、1年度中にリーファーコンテナ貨物の輸出入を行った者	FCL貨物 1TEU につき 2万5千円	50万円

※FCL貨物=1荷主の貨物だけでコンテナ1本を満たす量の貨物のこと。
Full Container Loadの略。

※TEU=20フィートコンテナに換算したコンテナ個数の単位。

(注1) 東南アジア…ASEAN加盟国 (インドネシア・カンボジア・シンガポール・タイ・フィリピン・ブルネイ・ベトナム・マレーシア・ミャンマー・ラオス 全10か国)

(注2) 平成30年度は、既存荷主について、東南アジア・台湾向け貨物の前年度比増加分を航路新規利用支援(①)の対象とします。

(注3) ①と④の併給は可。その他の併給は不可。

2. 国際RORO船航路運航安定化等対策補助金

	補助対象者	助成額
(1)	RORO船航路等を利用し、中古車の輸出入を行った者	1台につき5,000円(中国地方5県内からの集貨分) 1台につき10,000円(中国地方5県外からの集貨分)
(2)	RORO船航路等を利用し、バルク貨物等の輸出入を行った者	①バルク貨物 1mまたは1tあたり1,000円 ②中古車以外の特殊車両(2輪車を除く) 1台につき1,000円 ③船舶・重機 1隻/1機につき2,500円

※国際RORO船航路、在来船による輸出入が補助対象となります。

●その他

補助金制度・金額等につきましては、変更となる場合がありますので、利用前に必ずお問い合わせください。

お問い合わせ

浜田港振興会(島根県浜田市熱田町2135-2 浜田ポートセンター内)
TEL 0855-24-7733 FAX 0855-27-4411
ホームページ <http://www.hamada-minato.jp/>

海外展開

E - 24

海外展開の検討段階から現地での稼働、事業実施までの一連の取り組みを支援します

島根ものづくり企業海外展開総合支援助成金

● 事業内容

海外への進出計画の策定や販路開拓、海外展開人材の確保やローカル技術者の育成など、海外ビジネス展開に関する一連の取り組みに対して助成する制度です。

● 対象者

島根県内に事業所を有する製造業（飲食料品及び工芸品を製造するものを除く）

● 助成内容

1. 海外展開構想策定事業
将来的な海外への事業展開に向けて、構想策定を行う事業
・ 補助率 1 / 2
・ 限度額 100万円（複数企業の海外展開構想の場合は200万円）
2. 海外進出計画策定事業
海外子会社の設立に係る計画の策定等を行う事業
・ 補助率 1 / 2
・ 限度額 300万円
3. 海外販路開拓事業
商談会、展示会等への参加、テスト輸出、販売促進活動、海外マーケット向け商品の開発等、海外の事業者と商取引を行うことを目的として行う事業
・ 補助率 1 / 2
・ 限度額 100万円
4. グローバル人材確保事業
海外展開のための人材を外部から確保するため、有料職業紹介事業者に人材の紹介を依頼する事業
・ 補助率 1 / 2
・ 限度額 100万円
5. 海外拠点ローカル技術者育成事業
海外拠点において中核的な役割を担うローカル技術者の技術指導を行う事業
・ 補助率 1 / 2
・ 限度額 100万円

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 販路支援課 国際化支援グループ
TEL 0852-60-5114
E-mail kaigai@joho-shimane.or.jp

受注・販路拡大

海外販路開拓活動に取り組む県内事業者の取り組みを支援します

しまね海外販路開拓支援助成金

- 事業内容
海外展開（輸出・進出）にあたって、県内事業者が自立的に海外販路開拓活動を進めるため、特に立ち上がり段階の取り組みを支援する制度です。
- 対象者
県内に主たる事務所又は事業所を有する事業者（製造業にあつては飲食料品及び工芸品を製造するものに限る）
※中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に当てはまること
- 対象事業
 - ①商談会、展示会等への参加
 - ②テスト輸出
 - ③販売促進活動
 - ④輸出向け商品の開発
 - ⑤その他海外販路拡大に係る事業活動
- 対象経費
旅費、謝金、役務費、委託費、印刷製本費、広告宣伝費、会議需用費、通訳翻訳料、輸送費等
- 助成率
1 / 2
- 限度額
100万円（3社以上の食品事業者による申請の場合は150万円）
- 公募時期
 - 第1回 平成30年4月上旬～5月上旬（審査会6月上旬）（終了）
 - 第2回 平成30年6月下旬～7月上旬（審査会7月下旬～8月中旬）（予定）
※第1回の公募の状況により判断

お問い合わせ

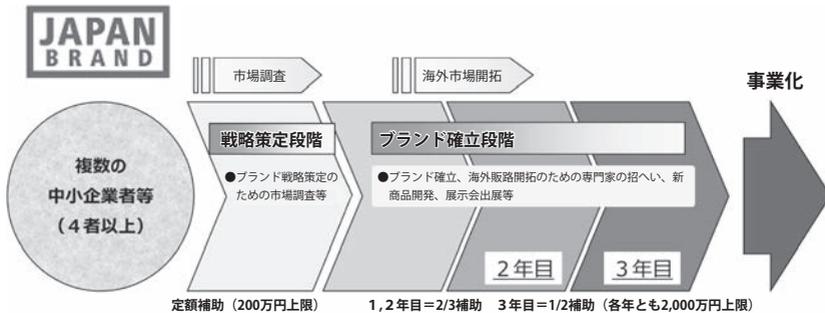
公益財団法人しまね産業振興財団 販路支援課 国際化支援グループ
TEL 0852-60-5114
E-mail kaigai@joho-shimane.or.jp

地域資源を活用した新商品の海外に向けた販路開拓を支援します

JAPANブランド育成支援事業

●事業内容

複数の中小企業等が連携して、優れた素材や技術等を活かし、その魅力をさらに高め、世界に通用するブランド力の確立を目指す取組を支援することにより、地域中小企業の海外販路の拡大を図ります。



●対象者

中小企業・小規模事業者の連携体（4社以上）、商工会・商工会議所、組合、NPO法人等

●支援内容

1. 【戦略策定支援事業】

- ・補助率：定額（10分の10以内）
- ・補助金額：100万円～200万円
- ・参画する地域の中小企業等の共通認識を醸成し、自らの現状を分析し、明確なブランドコンセプトと基本戦略を策定するため、専門家を招聘しブランドに対する理解を深めるためのセミナー等の開催、市場調査等を行う取組を支援します

2. 【ブランド確立支援事業】

- ・補助率：2/3以内（1～2年目）、1/2以内（3年目）
- ・補助金額：200万円～2,000万円（1～3年目）
- ・地域の中小企業等が、優れた素材や技術等を活かした製品の魅力を高め、国内さらには海外のマーケットで通用するブランド力を確立するため、市場調査、専門家招聘、新商品・デザイン開発及び評価、展示会出展等を行う取組を支援します。

お問い合わせ

中国経済産業局 産業部 国際課

TEL 082-224-5659 FAX 082-224-5642

専門家の派遣、海外展開、受注販路拡大

海外展開に向けたF/S（事業可能性調査）、外国語WEBサイト作成等を支援

海外ビジネス戦略推進支援事業

●事業内容

中小企業基盤整備機構の専門家が、海外拠点設立、販路開拓、外国語WEBサイト作成に必要な海外事業計画を支援。また、現地調査やWEBサイト作成費用の一部に補助金を活用。

●対象者

海外展開を検討する中小企業等

●内容及び対象事業

中小機構専門家による事業計画策定支援の他、以下のコース別に補助金でサポート。

①拠点設立型

(1) 進出新しく海外拠点（生産、営業、物流）を作りたい

(2) 移転子会社等の海外拠点を第三国へ移転、増設したい

<対象経費※補助上限額140万円（補助率1／2）>

・渡航費 ・現地通訳 ・現地車両 ・資料翻訳 ・市場調査

②輸出型

(1) 現地調査を通して輸出をしたい

<対象経費※補助上限額50万円（補助率1／2）>

・現地通訳 ・現地車両 ・資料翻訳 ・市場調査 ・WEB作成

(2) 外国語WEBサイトの作成により輸出をしたい

<対象経費※補助上限額100万円（補助率1／2）>

・WEB作成

お問い合わせ

独立行政法人中小企業基盤整備機構 販路支援部 販路支援課

TEL 03-5470-1522

ホームページ <http://www.smrj.go.jp/sme/overseas/strategy/index.html>

ISO 等認証取得時の費用を助成します

国際規格認証取得促進助成事業

県内企業の販路拡大と経営基盤強化を支援するために、ISOシリーズやFSSC22000などの国際規格認証取得に必要な経費の一部を助成します。また、HACCPについても助成対象といたします。

●対象者

次の要件をすべて満たしている方

- ①県内に事務所または事業所を有する中小企業者（みなし大企業を除く）
- ②経営革新計画または同等以上の計画にもとづく取り組みを行う者
- ③製造業または情報サービスを営む者
（製造業または情報サービス業の分野での取得を目指す者）
- ④助成金交付決定後1年以内に認証の取得が見込まれる者
- ⑤税金を完納している者

●対象経費

- ・ 専門家（経営コンサルタント等）経費
- ・ 審査登録に要する経費（＝審査登録機関へ支払う経費）
※交付決定前に支払済の経費については対象外となります

●助成限度額

対象経費の1/2以内で1件あたり100万円以内

※企業グループ（P.193参照）で戦略的な取り組みを行い、その構成企業がセクター規格を取得する場合は上限200万円とする。

●募集期間

随時

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課 総合相談グループ
TEL 0852-60-5115
E-mail con@joho-shimane.or.jp

研究開発・技術開発

地域資源を活用した新商品開発等を支援します

ふるさとものづくり支援事業

- 対象者
企業等に対して市町村が地域特産品となる新商品開発等に必要な経費の補助を行う場合に、市町村に対して補助金を交付します。
- 対象経費
企業等の新商品の研究開発・事業化・市場調査・販路開拓等に要する経費
- 補助率
補助対象と認められる経費の2/3以内
(ただし、補助対象事業が過疎地域・みなし過疎地域(旧過疎地域に限る。)離島地域、特別豪雪地帯において行われる場合には9/10以内)
- 補助限度額

区 分		補助限度額
将来的に事業化・量産化が可能な特徴ある新商品開発を行うことで地域産業の発展が図られる事業(経費の規模に応じて補助金を交付)	Aタイプ	10,000千円
	Bタイプ	5,000千円
	Cタイプ	1,000千円
これまでに新商品開発に取り組み、試作品が完成したものの商品化に至っていないものについて、商品化に向けた事業化・市場調査・販路開拓等を実施する事業	Dタイプ	2,000千円

※一般財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)の補助金となりますので、詳しくは下記ホームページをご覧ください。

<https://www.furusato-zaidan.or.jp/monodukuri/>

お問い合わせ

島根県商工労働部 産業振興課 グローバル競争力強化グループ
TEL 0852-22-5303 FAX 0852-22-5638

地域商業活性化とまちづくりの推進のために

地域商業等支援事業

●目的

経済情勢の変化や事業者の高齢化等により、県内商業の店舗数及び販売額が著しく減少し、地域の商業機能が失われつつある現状を考慮し、商業機能の維持・向上等に資する事業に対して支援を行う。



●事業内容

事業区分	補助内容	県補助率・限度額
小売店等持統化支援事業	■補助対象者 小売業・サービス業等の開店予定者（事業承継を含む）	■補助率 1/3 (ハード1/4)
	■補助対象経費 開店または事業承継に係る初期投資費用 (改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費)	■補助限度額 1,000千円 (市町村負担額を上限とする)
	■補助対象者 以下のうち、「住民の買い物不便対策に資する」「既存店舗の理解を得ている」と市町村が認めた事業者 A 飲食料品等小売業の開店予定者（事業承継を含む） B 中小企業の基準を超える飲食料品等小売業の開店予定者（開店のみ） C 事業を継続して営んでいる飲食料品等の小売業者	■補助率 1/3 (ハード1/4)
	■補助対象経費 対象者A…改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費 対象者B…改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料 対象者C…改修費、備品購入費、備品リース料	■補助限度額 5,000千円 (市町村負担額を上限とする)
	■補助対象者 以下の条件を満たす者 ①開店計画を持つ者又は既に店舗を経営している者 ②産業競争力強化法における特定創業支援事業のスクール等を受講する予定の者または既に受講した者	■補助率 1/3 (ハード1/4)
	■補助対象経費 開店に係る初期投資費用またはスクール等の受講に係る費用	■補助限度額 1,200千円 (市町村負担額を上限とする)
災害対応枠	■補助対象者 鳥根県西部を震源とする地震により被災した県内中小企業者又は個人のうち、公的機関や商工団体等が発行する被災したことを証明する書類を持つ者（被災証明等）	■補助率 1/3
	■補助対象経費 A 施設・設備の原状回復に要する経費 建築費、建物取得費、施設修繕費、設備改修費、備品購入費等 B 仮店舗での営業に要する経費 家賃、広告宣伝費、備品購入費等	■補助限度額 1,000千円 (市町村負担額を上限とする) ※場合により2,000千円まで引き上げる

[商工関係補助金等]

移動販売・宅配 支援事業	<p>■補助対象者 飲食品等の移動販売事業又は宅配事業を行う計画を有する又は既に行っている小売業者、組合等</p>	<p>【対象経費A】 ■補助率 1/4 ■補助限度額 1,000千円 (市町村負担額を上限とする)</p>	
	<p>■補助対象経費 A 移動販売又は宅配事業に必要な車両及び設備の取得費（200千円以上のものに限る） B 移動販売又は宅配事業の運営に要する燃料費、車検費用、修理費、備品購入費、備品リース料 ただし、年間経費が200千円を超えることを要件とする。 C 業務効率化を図るためのIT機器の購入又はリースにかかる経費</p>	<p>【対象経費B】 ■次の金額以内 1年目50千円/1台 2年目40千円/1台 3年目30千円/1台 (市町村負担額を上限とする)</p> <p>【対象経費C】 補助率 1/4 補助限度額 100千円 (市町村負担額を上限とする)</p>	
商業環境整備事業	一般枠	<p>■補助対象者 商業環境の改善に資する施設整備計画を持つ組合、商工団体等</p>	<p>■補助率 1/4</p>
		<p>■補助対象経費 施設設備の設置・取得・整備に要する経費 ただし、土地の取得・使用・造成に要する経費、及び中小企業者又は個人単独の所有となる場合は補助対象外とする。</p>	<p>■補助限度額 5,000千円 (市町村負担額を上限とする)</p>
	中心市街地活性化枠	<p>■補助対象者 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年6月3日法律第92号）における認定基本計画に位置づけられた事業について、国の交付決定を受けた者</p>	<p>■補助率 国補助対象経費の 1/9</p>
		<p>■補助対象経費 上記認定基本計画に位置づけられた事業のうち、国の交付決定を受けた経費</p>	<p>■補助限度額 30,000千円 (市町村負担額を上限とする)</p>

●その他

本事業は、市町村を通じた補助金となりますので市町村ごとに事業実施の有無、補助対象となる事業の範囲、補助率、補助限度額等は異なります。詳しくは各市町村商工担当課へご相談ください。

お問い合わせ

各市町村商業担当部局

島根県商工労働部 中小企業課 団体商業グループ

TEL 0852-22-6554 FAX 0852-22-5781

E-mail keiei@pref.shimane.lg.jp

島根県西部県民センター 商工観光部 商工振興課

TEL 0855-29-5649 FAX 0855-22-5306

E-mail hamadasyoro@pref.shimane.lg.jp

環境・エネルギー

地球温暖化対策の取り組みを推進

エコアクション21認証取得促進事業 (島根県地球温暖化対策協議会事業者部会事業)

- 対象者
しまねストップ地球温暖化宣言事業者（組合、中小企業者等に限る）
原則、島根県内に本社事業所を置く中小企業者
- 事業内容
エコアクション21を新たに認証取得した事業者に対し経費の一部を助成します。
- 対象経費
専門家経費、審査登録経費
- 補助率
対象経費の2分の1以内（上限：30万円）
- 対象数
5事業所・団体等

エコアクション21とは

「エコアクション21認証・登録制度」は、環境省が策定したガイドラインに基づく国内規格の環境マネジメントシステムです。（同様のものに国際規格であるISO14001があります。）中小企業にも取り組みやすく、目標設定から評価・見直しまでの環境活動について認証・登録する制度で、環境負荷を減らすと同時に経営上の効果も期待できます。

- ◆産業廃棄物処理業者については、優良産廃処理業者認定制度の5つある基準のうちの1つ「環境配慮の取組」として、エコアクション21等の認証を取得することが要件となっています。
- ◆審査費用、認証登録費用の負担が低く、文書作成量も少ないので認証取得に要する労力・コストとも軽減することができます。
- ◆環境活動レポートの作成が必須となっており、社会的責任を果たす企業としてのイメージが高まります。

エコアクション21の認証登録は、事業場においてシステムを構築し、運用期間（3か月以上）の結果をとりまとめ、地域事務局（島根県中小企業団体中央会内）に登録審査を申し込みます。審査後に地域・中央判定委員会を経て適合と判断されると中央事務局（一般財団法人持続性推進機構内）と契約締結し、認証登録となります。

お問い合わせ

エコアクション21 地域事務局しまね（島根県中小企業団体中央会内）
TEL 0852-21-4809 FAX 0852-26-5686

戦略的ビジネスパートナー獲得支援事業

～県内外の優れた技術力を有する企業等と関係構築を深め、技術力強化並びに新たな取引の開始や拡大を図るための取り組みを支援します～

●対象事業

県内に事業所を有する製造業分野に取り組む中小企業又は組合が県内外企業等への派遣研修又は派遣研究を実施する取り組みや県内外企業から技術指導の受入れを実施する取り組みであり、以下の要件を満たすもの

- ①当該企業にとって新分野進出、または技術力強化が見込まれる事業であること
- ②優れた経営資源、技術資源を持つ県内外企業等への派遣、または県内外企業等からの技術指導の受入れであり、事業終了後に新たな取引の開始や拡大が見込まれる事業であること
- ③概ね1ヶ月以上の派遣、または年間30日程度の技術指導の受入れ、研究・開発への参画のための派遣に係る事業であること
- ④事業終了後、県内において事業展開する計画であること

●対象経費

※賃金、家賃、教材費、研修・研究材料費、技術指導費、旅費、※生活支度費、※代替従業員人件費（従業員100人以下の企業のみ対象）

[※賃金・生活支度費、代替従業員人件費については、派遣型・共同研究型のみを対象経費とする。]

●助成率

対象経費の2分の1以内

●限度額

1件あたり200万円

●事業類型別の支援内容

類 型	1. 派遣型	2. 受入型	3. 共同研究型
共通要件	●対象者は県内に事業所を有する製造業分野に取り組む中小企業又は組合		
類 型 別 要 件	●優れた経営・技術資源を持つ県内外企業へ、概ね1ヶ月以上の派遣 (※ただし派遣後に新たな取引開始・拡大が見込まれるもの)	●優れた経営・技術資源を持つ県内外企業から、概ね年間30日程度の技術指導者の受け入れ (※ただし受入後に新たな取引開始・拡大が見込まれるもの)	●優れた経営・技術資源を持つ県内外企業や試験研究機関へ、概ね年間30日程度の研究・開発への参画のための派遣 (※ただし参画後に新たな取引開始・拡大が見込まれるもの)
類 型 別 対 象 経 費	●賃金、家賃、教材費、研修・研究材料費、技術指導費、旅費、生活支度費、代替従業員の人件費	●教材費、研修・研究材料費、技術指導費、旅費、家賃	●賃金、家賃、教材費、研修・研究材料費、技術指導費、旅費、生活支度費、代替従業員の人件費

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 販路支援課 取引支援グループ
 TEL 0852-60-5114
 E-mail shinko@joho-shimane.or.jp

特許等の外国出願を支援します

中小企業外国出願支援事業

- 対象者
外国出願を希望する中小企業
- 事業内容
戦略的に外国出願を行おうとする中小企業に対して、外国特許庁に出願するために必要な翻訳費、外国出願料、外国代理人費用、手数料などの経費の一部を助成します。
支援対象企業は選定委員会において決定します。
- 助成対象企業（すべてに該当）
 - (1) 島根県内に本社・事務所・工場等を持つ中小企業者
(県内で事業をしていれば、個人事業主や組合でも対象)
 - (2) 外国を含め知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲があること
 - (3) 助成を希望する出願に関し、外国で特許権が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画していること
- 助成対象となる出願内容（すべてに該当）
 - (1) 特許・実用新案・意匠、商標の外国出願で、外国特許庁へ出願時に要した経費が対象
 - (2) 申請書提出時点において日本国特許庁に既に出願していること
 - (3) 平成31年2月28日までに外国特許庁への出願が完了する見込みであること
 - (4) 国内の先行技術調査等からみて外国での特許権等の取得の可能性があると判断される出願であること
- 助成対象経費（外国特許庁への出願時に要した費用）
 - (1) 国特許庁への出願手数料
 - (2) 現地代理人費用
 - (3) 国内代理人費用
 - (4) 翻訳費用
 - (5) その他財団が特に必要と認める費用

お問い合わせ

しまね知的財産総合支援センター
〔(一社)島根県発明協会 (公財)しまね産業振興財団〕
TEL 0852-60-5112
E-mail chizai@joho-shimane.or.jp

事業化

E - 34

『健康』をキーワードに、健康増進を目的とした新しいビジネスを支援します

島根発ヘルスケアビジネス事業化支援事業

「健康」をキーワードに、健康増進を目的とした旅行商品や高齢者の生活支援サービスなどの産学官の連携、医療・福祉・農商工・IT等多様な分野の連携による、島根県ならではの「ヘルスケアビジネス」の事業化を支援します。

●事業概要

(1) 島根県ヘルスケア産業推進協議会

島根県におけるヘルスケア産業の方向性の検討、医療・福祉機関と商工業者等との連携促進を行うために関係機関による協議会を運営します。また、分科会等において多様な分野の参加者による意見交換、セミナーや勉強会の開催、異業種交流、ビジネスマッチングの提供やビジネスニーズの把握、ビジネスプランの検討やブラッシュアップなどの取り組みを行います。

(2) 島根発ヘルスケアビジネス事業化補助金

ヘルスケアビジネスの事業化に向けた取組を支援します。

- ①対象者：中小企業者、事業協同組合、企業組合、一般社団法人、一般財団法人、その他知事が認める団体であって、島根県内に事業所を有するもの
- ②対象事業：■事業化支援枠：ヘルスケアビジネスのビジネスプランを事業化するための実証を行う事業
■可能性検証枠：事業化の前段階の市場調査、医学的検証等を行う事業
- ③対象経費：旅費、会議費、謝金、借料、外注費（事業化支援枠にあつては、市場調査、医学的検証等に係るものを除く。）、印刷製本費、賃金、通信運搬費、原材料費、消耗品費
- ④補助率：補助対象経費の1/2
- ⑤限度額：■事業化支援枠 5,000千円
■可能性検証枠 2,000千円

・詳細については、当課ホームページをご覧ください。

お問い合わせ

島根県商工労働部 産業振興課 産学官連携グループ

TEL 0852-22-6395

E-mail healthcarebiz@pref.shimane.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/>